

道路構造令（大正 8 年 12 月 6 日内務省令第 24 号）

（改正大正 11 年 10 月 14 日 同省令第 26 号）

第 1 条 国道の有効幅員は 4 間以上と為すべし

山地其の他特殊の箇所に限り其の幅員を 1 間以内縮小することを得

第 2 条 府県道の有効幅員は 3 間以上と為すべし

山地其の他特殊の箇所に限り其の幅員を 3 尺以内縮小することを得

第 3 条 主要なる市道の有効幅員は 3 間以上と為すべし

山地其の他特殊の箇所に限り其の幅員を 1 間以内縮小することを得

第 4 条 主要なる町村道の有効幅員は 2 間以上と為すべし

山地其の他特殊の箇所に限り其の幅員を 3 尺以内縮小することを得

第 5 条 前各条第 2 項の規定に依り前各条第 1 項に規定する最小幅員を縮小するときは相当距離毎に待避所を設くべし

第 6 条 国道の勾配は 30 分の 1、府県道の勾配は 25 分の 1 より急なることを得ず

特殊の箇所に於ては前項勾配を 15 分の 1 迄、山地にして已むを得ざる箇所に於ては長 40 間以内に限り 10 分の 1 迄と為すことを得

道路の勾配が変移する箇所に於ては相当の縦断曲線を設くべし

坂路長き時は相当の距離毎に 50 分の 1 より緩なる勾配を有する相当の区間を設くべし

第 7 条 国道及府県道の屈曲部中心線の半径は 30 間以上と為すべし

但し特殊の箇所に於ては 6 間迄之を縮小することを得

人家連檐又は連檐すべき箇所の屈曲部に於ける凸角は相当之を薦除し前項の規定に依らざることを得
半径 20 間以下の曲線は背向直線を避け両曲線間に相当の直線を設くべし

第 8 条 国道及府県道の車道の路面の構造は車輪の輪帶幅 1 寸に付 100 貫の荷重に耐うるを標準と為すべし

歩車道を区別せざる箇所に於ては交通の情勢に依り道路幅員の一部に限り前項に規定する構造に依らざることを得

第 9 条 国道及府県道の側溝の深及底幅は 1 尺以上と為すべし

第 10 条 国道及府県道の路端の高は特殊の箇所を除くの外水流水面の最高水位より 1 尺以上と為すべし

第 11 条 国道及府県道の隧道の有効幅員は 3 間半以上と為すべし

但し接続道路の有効幅員に 2 尺を加へたる幅員迄之を縮小することを得

隧道内の高は路面より 15 尺以上と為すべし但し特殊の箇所に限り 13 尺迄之を縮小することを得

第 12 条 国道及府県道の橋梁の有効幅員は橋長 4 間未満の場合は道路の有効幅員と同一と為し橋長 4 間以上の場合は 3 間以上と為すべし但し接続道路の有効幅員迄之を縮小することを得

第 13 条 国道及府県道の橋梁は左に掲ぐるもの通過に耐うる構造と為すべし

橋面 1 平方尺に付 12 貫に相当する群衆但し径間に応じ相当軽減することを得

国道在りては 2100 貫の車輛、12 米噸輶圧機

府県道在りては 1700 貫の車輛但し主要なる区間に於ては国道に準ずべし

第 14 条 第 11 条第 2 項の規定は国道及府県道中上部横構を有する橋梁に之を準用する道路が橋下を通過する場合に付亦同じ

第 15 条 前 9 条中府県道に関する規定は主要なる市道及町村道に關し之を準用す

第 16 条 本令中府県道に関する規定は地方費道に、市道に関する規定は主要なる準地方費道又は区道に關し之を適用す但し地方費道の有効幅員は山地其の他特殊の箇所に限り第 2 条第 1 項に規定する幅員を 1 間以内縮小することを得

第 17 条 北海道に於ける橋梁の有効幅員は橋長 4 間以上の木橋に限り国道在りては 15 尺迄地方費道又は主要なる準地方費道、区道、町村道在りては 10 尺迄之を縮小することを得

第 18 条 交通の情勢に依り監督官庁の認可を得て前各条の規定に依らざることを得